

特例監理技術者の取り扱いについて

大阪港湾局発注工事のうち、大阪府が専ら管理する港湾若しくは海岸等に関する工事を対象とします。(大阪港湾局のうち、泉州港湾・海岸部、計画整備部計画課計画調整担当、計画整備部振興課利用促進担当が発注する工事)

建設業法の改正により、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)について、同ただし書に規定する特例監理技術者を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置した場合、監理技術者の専任義務が緩和され、他の工事と兼任することが可能となりました。

つきましては、大阪港湾局が発注する工事における特例監理技術者の取り扱いについて、以下のとおりとします。

1. 対象外工事について

以下の工事については特例監理技術者の配置を認めない。

①大規模工事

- ・予定価格が等級区分Aにあたる金額以上の工事
(プラント電気工事を除く)

②監理技術者の実績を求める工事等

- ・入札参加資格において監理技術者の実績等を求める工事※
- ・総合評価落札方式において監理技術者の実績等を評価した工事※
※ただし、同等以上の監理技術者補佐を配置する場合は除く

なお、特例監理技術者の配置が可能な工事か否かについては、入札公告に示します。

2. 特例監理技術者について

特例監理技術者については、以下の要件を全て満たすこと。

- ・兼任工事は大阪府内の工事であること
- ・兼任できる工事現場数は2までであること
- ・職務を適正に遂行できる範囲で兼務すること
(施工における主要な会議への参加、現場への巡回及び主要な工程の立会い等が行えること)

3. 監理技術者補佐について

監理技術者補佐については、以下の要件を全て満たすこと。

- ・専任であること
- ・工事の種類に応じた一級施工管理技士補又は監理技術者要件を満たす者
- ・受注者と3ヶ月以上の直接的な雇用関係があること
- ・特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡がとれる体制であること
- ・監理技術者補佐が担う業務について明らかにすること

4. 提出書類(事後審査時若しくは工事途中で兼任を希望する場合)

- ・特例監理技術者の配置に関する届出書
(資格者証等及び直接的・継続的雇用を確認できるものの写し添付)
- ・配置技術者名簿(監理技術者補佐)
(資格者証等及び直接的・継続的雇用を確認できるものの写し添付)
- ・主任技術者経歴書
(実務経験により主任技術者となれる者として監理技術者補佐を配置する場合)

5. 適用日

令和3年4月1日以降公告案件より適用